様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書　　年　　月　　日　那覇市長　宛 申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号Ｆ Ａ Ｘ　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、　産業廃棄物処分業　の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　第　　　　　　　　　　　号 |
| 収集運搬業・処分業の区分 | 　収集運搬業　（　積替え保管を　含む　・　除く　） |
| 許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。) | 　 |
| 変更の内容 | 　 |
| 変更理由 | 　 |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) | 　 |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | 　 |
| ※事務処理欄 | 　 |

(日本工業規格　Ａ列４番)

(第2面)

|  |
| --- |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人(申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合) |
|  | （個人である場合） |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　　（法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　称 | 住所 |
| 　　 |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
| 役員(申請者が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

(第3面)

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　1　※欄は記入しないこと。　2　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。　4　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |